



ネットのよからぬ書込みに、IT 技術者と弁護士が対処。
『あなたの削除顧問®』は、無料の初期調査から。

このたび、当法律事務所では、インターネット上の書込みによる被害事例が近時特に増えていることに対応し、少しでも多くの被害を救済するべく、よからぬ書込みに IT 技術者と弁護士が対処する『あなたの削除顧問®』（<http://sakujo.bengoshi.nagoya>）を開始しました。

当事務所は、平成 22 年よりインターネット上の投稿記事削除・発信者情報開示の事案に取り組み、一般の方からのお問い合わせや弁護士からの案件持ち込みをきっかけとした対処事例を積み重ねる、東海地方では数少ない法律事務所です。代表弁護士は、関連する IT 技術者向けや弁護士向けなどの講演も行っています。

『あなたの削除顧問®』では、これまでの対処経験に基づき、利用しやすい体系・費用（別紙資料）としています。まず初期調査（原則無料です。当事務所 Web サイトでお申し込みいただきます。）、または法律相談からスタートし、事案に応じて、

- ・ 書込みの削除要請（裁判所外の手続）
- ・ 書込みの削除請求、発信者情報開示請求（裁判所手続）

などを行います。もちろん、刑事告訴や損害賠償請求などにも対応します。さらに、

- ・ 誹謗中傷対策顧問（書込み等の継続的なモニタリングと関連する法律相談）

のご依頼も受け付けます。

【お問い合わせ先】

代表弁護士 安保和幸（やすほ かずゆき） 愛知県弁護士会所属，58 期
安保和幸法律事務所（〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目 3 番 25 号 Miz ビル 6 階）
TEL 052-953-6001 / E メール sakujo@yasuho.jp / <http://相談しよう.みんな>





やすほ
安和幸法律事務所

ご相談予約受付電話 052-953-6002

受付時間 10 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝を除く)



- トップページ
- 業務内容・事例
- 弁護士紹介
- よくあるご質問
- ブログ
- お問い合わせ

トップページ > 削除顧問費用

あなたの削除顧問[®] 費用のご案内



『あなたの削除顧問[®]』の費用の目安をご案内します。

* 実際の費用額は内容に応じて決定します。初期調査（無料）または法律相談をご用命ください。

初期調査・法律相談

初期調査	無料
法律相談（面談）	30分まで5,000円。以後、15分あたり2,500円

※法律相談料は、削除要請、削除請求等のご依頼をいただいた場合、その費用に繰り入れます。

無料

初期調査を申し込む

秘密厳守・暗号化通信SSL

削除要請（裁判所外の手続）

削除要請（着手金）	72,000円～（削除要請 + 1回目・2回目の応答まで） 3回目以後の応答1回あたり 10,000円～ 書込みの数や長さ、アドレス数、要請先となる運営者の数、書込みどうしの内容の重複の度合い等に応じて決定します。 可能な限り、同時に発信者情報（IPアドレス等）の開示請求も行います。 別途の成功報酬はいただきません。
-----------	---

- ※実費（下記）と消費税を別途申し受けます。
- ※IPアドレスの開示を受けた後の開示要請（第2段階目以降のもの）等につきましては、別途の費用を申し受けます。
- ※記事を書き込んだ者を直接相手取る場合は、通常の交渉事件として受任します（当事務所の交渉事件の費用体系によります）。

実費

実費は、郵送料、掲示板の運営者等の登記情報や住民票などの取得料、弁護士会照会費用などです。

好評連載

『弁護士の使い方』

あなたの削除顧問[®]

SEARCH

年〇分の割合の金員

iPhoneアプリ 民事利息電卓TM

アクセス

名古屋市中区丸の内二丁目3番25号
Mizビル6階（〒460-0002）

丸の内駅（名古屋営地下鉄）
1出入口より徒歩3分
4出入口より徒歩5分

削除要請のご依頼をいただく際は、原則として、最初に預り金10,000円を申し受けます。

預り金は必要に応じて実費に充て、過不足分は後日精算いたします（ご依頼終了時に実費の明細書をお渡しします）。

無料

初期調査を申し込む

 秘密厳守 ・ 暗号化通信SSL

削除請求（裁判所手続）

着手金	180,000円～ 相手方（被告）となる運営者の件数、書込みの件数や長さ、アドレスの数、書込みどうしの内容の重複の度合い等に応じて決定します。
成功報酬	着手金と同額を基準に、ご依頼時に定めます。
日当	2回目以降の出頭につき、裁判所の場所により定めます。 例えば、東京地方裁判所の場合、1回当たり45,000円です。 愛知県内の裁判所の場合はいただきません。

- ※仮処分手続によります（原則。ご事情に応じ、訴訟等による場合があります）。
- ※削除のみの請求の場合、お住まい等の場所を管轄する裁判所へ申し立てます（原則）。
- ※上級審手続については、別途着手金を定めます。
- ※実費（下記）と消費税を別途申し受けます。
- ※保証金（下記）を要する場合がございます。
- ※仮処分申立てや訴訟のご依頼の際、面談でのお打合せをお願いすることがあります。

実費・保証金

実費は、申立費用（印紙代）、切手代、交通費、宿泊費、掲示板の運営者等の登記情報や住民票などの取得料、弁護士会照会費用などです。

ほか、仮処分手続においては、仮処分命令発令の条件として裁判所より保証金を求められるため、裁判所が定める額をご準備いただきます。300,000円程度のことが多いようです。

ご依頼をいただく際は、事案により定める預り金を原則として最初に申し受けます。

預り金は必要に応じて実費に充て、過不足分は後日精算いたします（ご依頼終了時に実費の明細書をお渡しします）。

無料

初期調査を申し込む

 秘密厳守 ・ 暗号化通信SSL

発信者情報開示請求（裁判所手続）

着手金 （第1段階の仮処分申立てまたは訴訟）	270,000円～（削除請求分を含みます） 相手方（被告）となる運営者の数、書込みの数や長さ、書込みどうしの内容の重複の度合い等に応じて決定します。
着手金 （第2段階以降の仮処分申立てまたは訴訟）	1申立てごとに135,000円～ 相手方（被告）となる運営者の数、書込みの数や長さ、書込みどうしの内容の重複の度合い等に応じて決定します。
着手金 （発信者情報消去禁止の仮処分申立て）	45,000円～ 発信者情報開示請求の訴訟を起こす場合に、訴訟手続中に発信者情報が消去されないようにするための手続です。行うほうが

相談しよう.みんな

1312 いいね！の
おかげで、
弁護士活動10周年。

相談しよう.みんな 安保和幸
法律事務所

3月17日 16:55

読売新聞（愛知版）での連載『法律トラブルQ&A』のバックナンバーです。さまざまなジャンルの法律トラブルについて、わかりやすく解説してまいります。今回のテーマは「交通事故」です。

相談しよう.みんな

交通事故に遭ったら
（読売新聞紙面『法律
トラブルQ&A』）

XN--P8J7A4J089ZPYUA.XN--Q9JYB4C

	よい場合がほとんどです。
成功報酬	200,000円（人物や会社につき1件以上開示を受けた場合） なお、削除に関する成功報酬は別途申し受けます。
日当	2回目以降の出頭につき、裁判所の場所により定めます。 例えば、東京地方裁判所の場合、1回当たり45,000円です。 愛知県内の裁判所の場合はいただきません。

- ※多くの場合、東京地方裁判所へ申し立てることになります。
- ※上級審手続については、別途着手金を定めます。
- ※実費（下記）と消費税を別途申し受けます。
- ※保証金（下記）を要する場合がございます。
- ※仮処分申立てや訴訟のご依頼の際、面談でのお打合せをお願いすることがあります。

実費・保証金

実費は、申立費用（印紙代）、切手代、交通費、宿泊費、掲示板の運営者等の登記情報や住民票などの取得料、弁護士会照会費用などです。

ほか、仮処分手続においては、仮処分命令発令の条件として裁判所より保証金を求められるため、裁判所が定める額をご準備いただきます。
金額は、削除や発信者情報開示のときで300,000円程度、発信者情報消去禁止のときで100,000円程度のことが多いようです。

ご依頼をいただく際は、事案により定める預り金を原則として最初に申し受けます。
預り金は必要に応じて実費に充て、過不足分は後日精算いたします（ご依頼終了時に実費の明細書をお渡しします）。

無料

初期調査を申し込む

 秘密厳守・暗号化通信SSL

刑事告訴

着手金	160,000円～
成功報酬	160,000円～（刑事告訴が受理された場合）
日当	2回目以降の出頭につき、告訴先の場所に応じて定めます。

- ※実費（下記）と消費税を別途申し受けます。

実費

実費は、郵送料、掲示板の運営者等の登記情報や住民票などの取得料、弁護士会照会費用などです。

ご依頼をいただく際は、事案により定める預り金を原則として最初に申し受けます。
預り金は必要に応じて実費に充て、過不足分は後日精算いたします（ご依頼終了時に実費の明細書をお渡しします）。

無料

初期調査を申し込む

 秘密厳守・暗号化通信SSL

書き込んだ本人に対する交渉・訴訟

着手金	当事務所の通常の報酬基準に基づきます。
-----	---------------------

成功報酬
日当

※実費と消費税を別途申し受けます。

無料

初期調査を申し込む

 秘密厳守 ・ 暗号化通信SSL

誹謗中傷対策顧問

誹謗中傷対策顧問料 1か月あたり30,000円

※ネット上の書き込み等の継続的なモニタリングと報告，関連する法律相談を行います。
（全般的な法律顧問業務につきましては，総合法律顧問（顧問弁護士）をご覧ください）
※契約者様からの削除要請，削除請求等のご依頼の際，費用を割引します。
※消費税を別途申し受けます。

無料

初期調査を申し込む

 秘密厳守 ・ 暗号化通信SSL

（平成28年4月1日現在。予告なく内容を変更することがあります）

▲ ページトップ

- ▶ [トップページ](#)
- ▶ [業務内容・事例](#)
- ▶ [弁護士紹介](#)
- ▶ [よくあるご質問](#)
- ▶ [ブログ](#)
- ▶ [お問い合わせ](#)